



会社保存原本

株式会社ハブクリエイト定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ハブクリエイトと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1 インターネット事業

- (1) インターネットに関する総合コンサルティング業務
- (2) ホームページの企画立案、制作及び保守運営管理に関する業務
- (3) 各種コンテンツの企画、立案、制作、配信、販売
- (4) インターネット等のオンラインを利用した市場調査、宣伝及び広告等の受託
- (5) インターネット等のネットワークシステムを利用した通信販売業
- (6) ネットワークを利用した売買システムの設計、開発、運用、販売及び保守
- (7) インターネットへの接続業務の受託
- (8) ドメイン名の取得代行及びサーバ管理業務
- (9) インターネットを利用できる喫茶室、飲食店の経営
- (10) インターネットプロバイダ、公衆無線 LAN の運営
- (11) 情報処理端末機器を利用した情報処理及び情報提供サービス業務

2 コンピュータシステム事業

- (1) コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、制作、開発、販売、賃貸借、保守及びコンサルティング
- (2) 電子商取引のためのハードウェア及び適用業務プログラムの設計、開発、販売企画、販売、リース並びに保守業務
- (3) データベースの企画、設計、開発、販売及び提供業務並びにデータベース構築のコンサルティング
- (4) ネットワークシステムの販売、保守及びコンサルティング業

3 ソフトウェア事業

- (1) ソフトウェアの企画、開発、販売、サポート、保守メンテナンス及び賃貸
- (2) 各種コンパクトディスク、デジタルビデオディスクなどの映像・音声のソフトウェアの企画、開発制作及び販売



4 パソコン事業

- (1)パソコン及びその部品、周辺機器の販売、賃貸
- (2)事務用機械器の販売
- (3)コンピュータ及び関連機器の保守メンテナンス業務
- (4)パソコン教室の運営
- (5)デザイン及び写真をはじめとする各種教室の企画、運営
- (6)コンピュータに関する講演会及びセミナーの開催
- (7)パソコン・インターネットの教育ソフト、書籍、ビデオの制作及び販売

5 情報通信事業

- (1)放送設備機器及びモニターテレビ、監視カメラ、小型カメラなど映像機器の企画、開発、販売、設計施工及び保守メンテナンス
- (2)情報通信システムに係る機器、及び装置類の販売・レンタル
- (3)通信・情報処理システムの開発及び販売・輸出入
- (4)各種ネットワークの構築

6 広告事業

- (1)広告代理業及び広告業
- (2)マーケティングに関する企画、調査及びコンサルティング業務
- (3)インターネット等のオンラインを利用した市場調査、宣伝及び広告等の受託
- (4)広告宣伝及び販売促進並びに印刷物、各種物品に関する企画、制作、実施

7 出版デザイン事業

- (1)イラストレーション、商業デザイン、グラフィックデザイン、パッケージデザイン及びクラフトデザインの企画、制作
- (2)写真、ビデオ等の映像の企画及び撮影並びに編集、販売
- (3)印刷物の企画、デザイン、編集、製作
- (4)書籍、出版物の企画、編集、出版、販売
- (5)執筆業

8 データワークス事業

- (1)情報処理、文書作成等の事務処理請負業
- (2)人事・庶務・総務・法務に関する事務の代行、並びにそれらに関するコンサルティング



- 9 企画プロダクション事業
- (1)各種イベントの企画、制作、運営、管理
 - (2)会場設営、実施運操作業の請負業務
 - (3)各種音楽活動の企画、演出及び実施
 - (4)ブライダルに関する企画、演出及び実施

- 10 観光情報事業
- (1)旅行ツアーや地域観光に関する情報の提供

- 11 コミュニティFM事業
- (1)地域コミュニティFMの運営

- 12 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を沖縄県石垣市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社が発行することができる株式の総数は、2000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。



(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

2 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、総株主の同意があるときはこの限りではない。

3 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役がこれに当たる。



2 取締役に事故若しくは支障があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第 16 条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役

(取締役の員数)

第 17 条 当会社には、取締役 1 名を置く。

(取締役の選任)

第 18 条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(取締役の解任方法)

第 19 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

(取締役に対する報酬等)

第 21 条 取締役に対する報酬等は、株主総会の決議により定める。



第5章 計算

(事業年度)

第22条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月末日までとする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録質権者に対して支払う。

(配当金の除斥期間)

第24条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立の際に発行する株式の数)

第25条 当社の設立時発行株式の数は20株、その発行価額は1株につき金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額又は最低額)

第26条 当社の設立に際して出資される財産の価額は金100万円とする。

(最初の事業年度)

第27条 当社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成21年6月末日までとする。

(設立時取締役)

第28条 当社の設立時取締役は、次のとおりとする。

住所 沖縄県石垣市真栄里309番地の2

設立時取締役 喜納正雄



(発起人の氏名、住所、割当を受ける株式数及びその払込金額)

第 29 条 発起人の氏名、住所、発起人が割り当てを受ける株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

住所 沖縄県石垣市真栄里 309 番地の 2
喜納正雄 20 株 金 100 万円

(法令の準拠)

第 30 条 この定款に規定にない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上株式会社ハブクリエイトを設立するため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成 20 年 6 月 30 日

発起人 喜 納 正 雄





平成20年登簿第17号

この定款の発起人喜納正雄は、本職の面前で自己の
記名捺印を自認する旨を陳述した。――

よって、これを認証する。――

平成20年6月30日当庁において

那覇地方法務局石垣支局

法務事務官

安里良治

